

[事案 30-75] 契約無効請求

・平成 31 年 2 月 7 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 30-76]および[事案 30-77]と同一の申立人であり、[事案 30-78]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 8 月に乗合代理店を介して契約した低解約返戻金型終身保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返金してほしい。

- (1)本契約は、他の保険会社の学資保険からの乗換えであったが、乗換えによるデメリットの説明が不十分であった。
- (2)次の理由により、募集人は情報提供義務に違反している。
 - ①本契約を含む 4 契約の申込手続はそれぞれ約 1 時間でされており、契約概要や注意喚起情報等を用いての適切な説明がなされていない。
 - ②教育資金準備を目的とした商品は他の保険会社にもあるのに、契約時には本契約の提案しかされなかった。
- (3)本契約への加入は、保険料の支払いを継続できることが前提であったのに、途中で保険料の支払いを継続できなくなったのは、支払余力を検討する材料になった代理店作成のライフプランが正確ではなかったからである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、本契約のリスクを説明しており、申立人も契約内容を正しく理解している。
- (2)募集人は、保険業法に定める情報提供義務、意向把握義務を適切に果たしている。
- (3)申立人は、本契約が意向に合致していることを確認のうえ申込みをしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人夫婦および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分や情報提供義務違反等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。